

## 資金決済法の制定と電子マネーの進化

資金決済法案が国会に提出され、電子マネーでの制度改正と、送金の規制緩和が行われる。これを契機として、電子マネーが送金サービスに進出することが可能になるであろう。

### 資金決済法案の概要

2009年3月、「資金決済に関する法律案」が金融庁から提出され、国会にて審議中である。この法案は、昨年金融審議会の下部組織である「決済に関するワーキンググループ」で行われてきた議論をうけたものであり、決済事業の制度環境を整備する第一歩である。

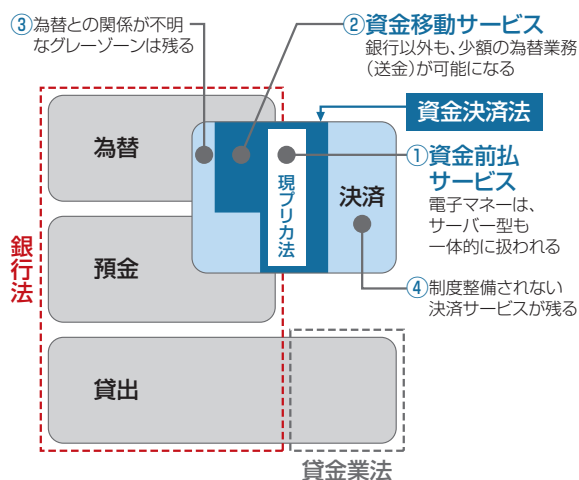
法案は、成立から1年以内に施行されることとなっているため、2010年には同法に基づいたビジネス機会が到来することになるだろう。

### 電子マネーにおいて利用者保護の範囲を拡充

同法案の一つ目の特徴は、電子マネーについて、利用者が事業者の倒産リスクから保護される範囲を拡充した点である（図表中①）。従来、カードや携帯端末といった媒体を使った電子マネーについてのみ消費者保護の制度が用意されていたが、何らの媒体も利用しないネット上の電子マネー（サーバ型電子マネー）についても、等しく消費者が保護されるようになる。加えて、デジタルコンテンツや語学学校のように、消費者が「ポイント制」の利用券を予め購入し、後に権利行使するような、事業者が消費者から金銭を受け取ってプールする場合は広くカバーされる。

従来、電子マネーをカバーしていたプリペイドカード法（前払式証票の規制等に関する法律）では、発行残高の半額について事業者の倒産リスクから利用者を保護してきた。この枠組みは資金決済法でも維持されるが、資金保全の方法として、供託に加えて銀行保証と信託が認

図表 資金決済法のカバー範囲



(出所) 野村総合研究所

められるよう規制が緩和される。他方、不況の波を受けて破綻事例が相次いだこともあり、従来よりも行政の監督が強められた。

### 少額の為替が、銀行以外にも解禁される

二つ目の特徴は、従来は銀行だけが行うことのできた「為替」について、少額（今後の政令で額が定められる）の場合には銀行以外の事業者も行うことができるよう規制緩和された点である（図表中②）。為替とは、平易に言えば、資金をやりとりすることである<sup>1)</sup>。資金移動業者として登録されれば、国内外を問わず送金サービスを提供することが可能になる。

資金移動業者への出資や兼業については規制がなく、海外で同種の免許等を得ている事業者（外国資金移動業者と呼ばれる）の進出が見込まれているなど、幅広い事業者の参入を前提にした規制緩和となっている。

## NOTE

1) 銀行法は為替を定義しておらず、判例は「顧客から、隔地者間で直接現金を輸送せずに資金移動する仕組みを利用して資金移動することを内容とする依頼を受けて、これを引き受けること、又はこれを引き受けて遂行すること」(最高裁判決平成13年3月12日)と定義する。決済は、金銭債務を弁済することだと言われるため、為替と異なるところはあるものの非常に近い概念である。

なお、資金移動業者は、未決済の(手元に残留している)金額と同額を保全する必要がある。また、帳簿の作成や報告、情報安全管理体制の構築といった措置を講じる必要がある。

## 電子マネーで予想される事業展開


この資金決済法によるインパクトとして、電子マネーの進化が挙げられる。従来は、ICカードや携帯端末を用いた電子マネーと、サーバー型の電子マネーは棲み分けられてきた。しかし、今後は両方のサービスを一体的に提供する事業者が登場するであろう。そうすると、サーバー上にある電子マネーの残高は、口座と呼ぶこともできるだろう。そこで、サーバー上の自分の電子マネー口座から、他人の電子マネー口座に「送金」という展開が考えられる。すなわち、電子マネーサービスから、送金サービスに進出するというものである。

海外には、PayPalやウェスタンユニオンといった、送金を既に手掛けている大手の事業者が存在しており、今回の法整備を契機として日本市場に進出することもあり得るだろう。電子マネーを出発点にした日本の事業者と、送金業を出発点にした海外の事業者が競い合うような状況も、十分にあり得るのではないかな。

## 決済の一元的な法制度にむけ、課題は残された

資金決済法は、銀行が独占してきた送金事業の規制が緩和されるという大きな一歩を踏み出すことになるが、残された課題もある。銀行法が定める為替という概念と、様々な決済サービスとの関係について、未整理の

ままの点がある。例えば、収納代行(コンビニでの料金支払いや、着うた等の料金を携帯通話料と同時に支払うサービスなど)、代金引換(宅配便の代引サービス)といったサービスについては、事業者から規制に慎重な姿勢が示されたこともあって、今回の資金移動業者の規制は受けないこととなった。ただし、金融審議会の報告書は、為替に該当するか否かグレーゾーンのままであるとの姿勢を示している(図表中③)。また、ポイント交換が決済に含まれるのかといった点も、同法では規定されていない(図表中④)。このため、今回の資金決済法は、決済の一元的な法制度となるには至っていない。

しかし、送金(資金移動)という為替に含まれる決済サービスだけではなく、電子マネー(前払式支払手段)という為替に含まれない決済サービスまでを、同じ法律がカバーした点にこそ、意義がある。すなわち、資金決済法は、銀行法と為替の枠組みを越えて、決済について横断的な法律を整備する第一歩を記したと言えるのである。そこで、新たな決済サービスを創り易くするような一元的な決済制度の整備を進める努力が、引き続き求められる。根拠法を持つことは、法的な予測可能性を高める効果があるからである。この過程では、事業者の側にも、実際の業務、実際のシステムをふまえながら、あるべき決済サービスを描き、法制度に必要な要素を提言するような積極的な活動が求められることとなろう。 

## Writer's Profile



上田 恵陶奈 Etona Ueda

金融戦略コンサルティング一部  
主任コンサルタント  
専門は決済およびCRM  
focus@nri.co.jp